

広島港港湾計画資料

— 一部変更 —

平成 27 年 3 月

広島港港湾管理者
広 島 県

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1. 公共埠頭計画	2
2-2. 水域施設計画	4
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	8
3-1. 土地造成計画	8
3-2. 土地利用計画	9
4. その他重要事項に関する資料	11
4-1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	11
4-2. 大規模地震対策施設	12
5. その他の資料	16
5-1. 環境の保全に関する資料	16
5-2. 新旧法線対照図	17
5-3. 地方港湾審議会名簿	18

1. 変更理由

- (1) 船舶の大型化に対応するため、宇品地区において公共埠頭計画を変更するとともに、水域施設計画を変更する。
- (2) 公共埠頭計画の変更に伴い、土地造成計画、土地利用計画を変更する。
- (3) 大規模地震災害時における緊急物資輸送及び緊急避難等に資するため、大規模地震対策施設計画を変更する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1. 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭計画

1) 公共埠頭計画の必要性

利用が計画されている対象船舶（自動車専用船6万GT級）に対応し、効率的な海上物流の実現を図り、国内有数の完成自動車の輸出拠点としての国際競争力の強化、地域経済の発展に資するため、公共埠頭（岸壁）を計画する。

表 2-1-1 対象船舶の諸元

船種	総トン数	全長	型幅	喫水
自動車専用船	60,000GT級	203m	32.3m	10.4m

2) 今回計画する公共埠頭の規模及び配置の考え方

今回変更する公共埠頭の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表 2-1-2 宇品地区の公共埠頭計画（岸壁）の規模

地区名	埠頭名	埠頭用地 (ha)	水深 (m)	延長 (m)	バース数	区分	規模・配置 の考え方
宇品	宇品 外貨 埠頭	10.4	12	260	1 B	既定計画の 変更計画	既設の改良により、利用が計画されている対象船舶の満載喫水に対応した水深、必要延長を確保する。
			10	700	3 B	既定計画の 変更計画	上記、対象船舶の変更に伴い、既定計画のバース計画を変更する。

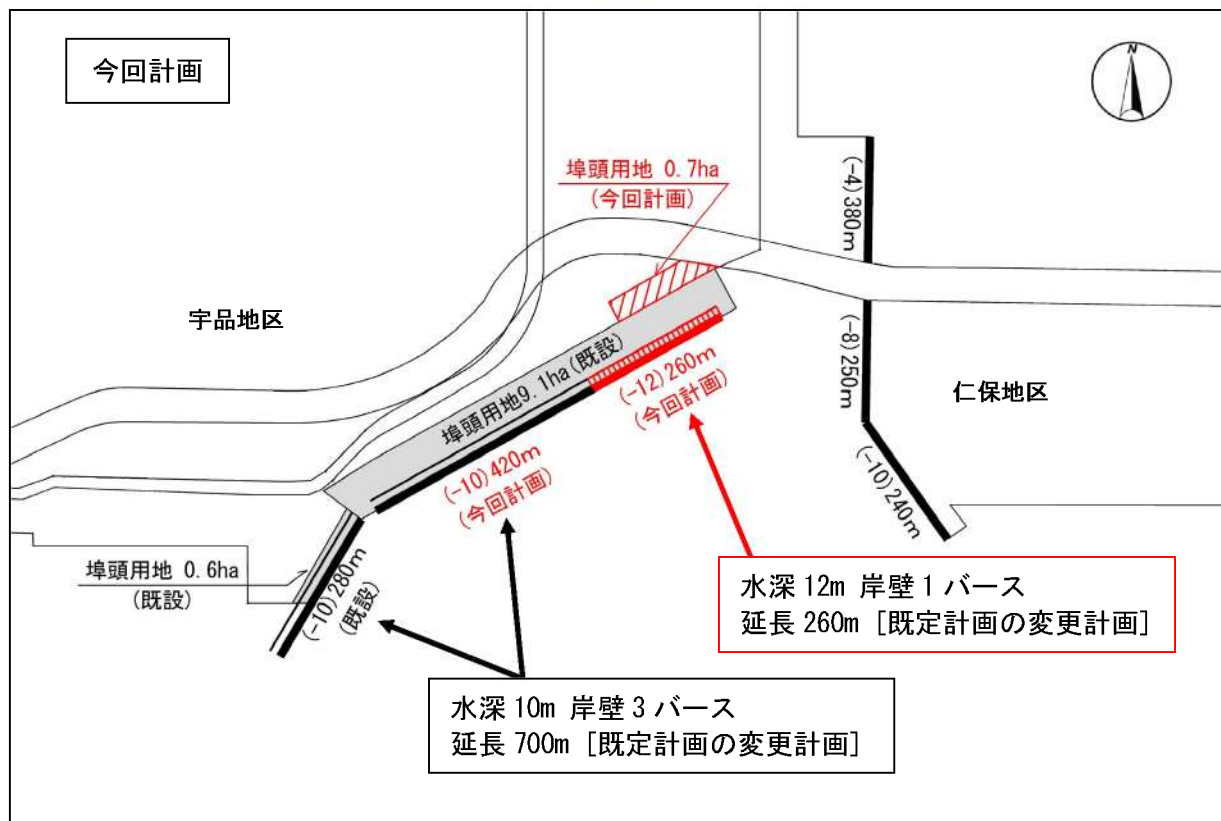
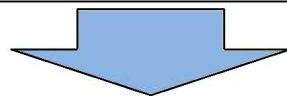
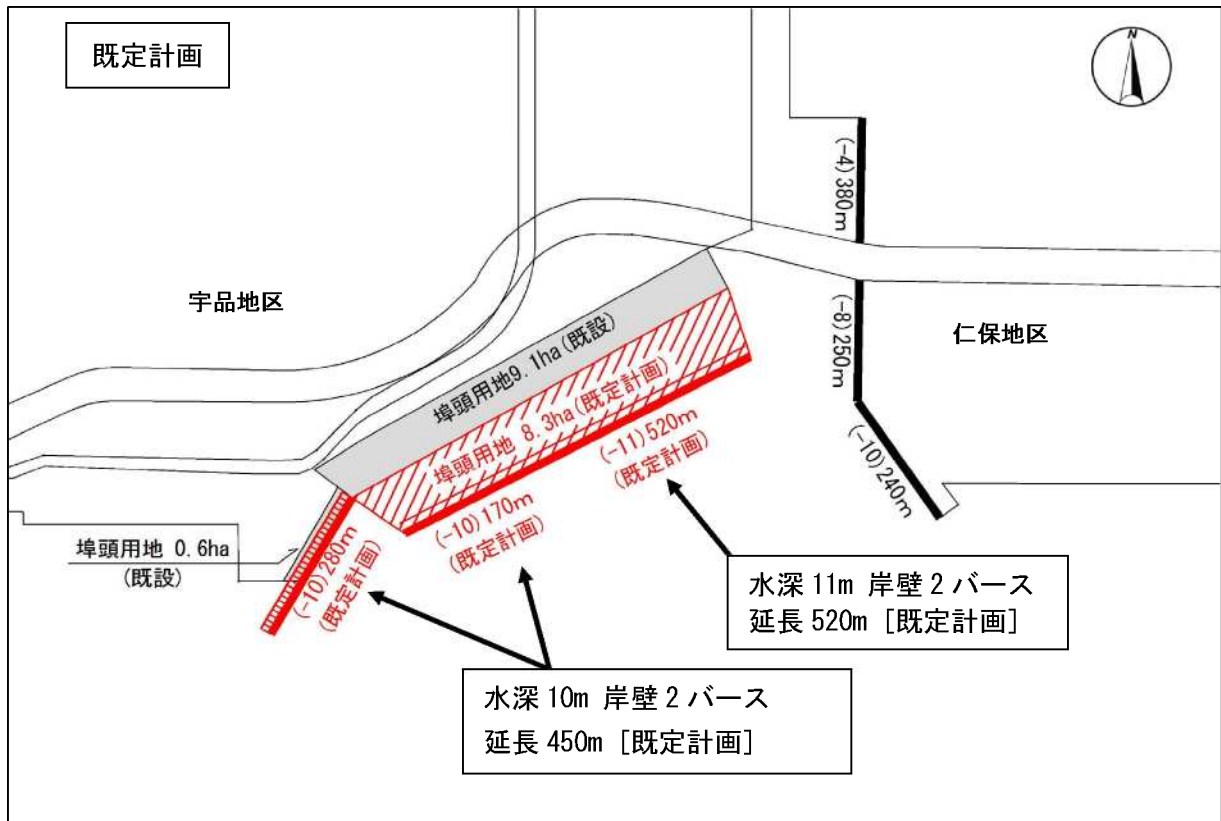


図 2-1-1 今回計画する公共埠頭の位置図

2-2. 水域施設計画

(1) 航路計画

1) 航路計画の必要性

公共埠頭計画に対応し、大型船舶の安全な航行に必要な航路水深、航路幅員を計画する。

2) 今回計画する航路の規模及び配置

今回計画する航路の規模及び配置は、次のとおりである。

表 2-2-1 航路の規模及び配置

施設名	水深 (m)	幅員 (m)	区分	水深及び幅員設定の考え方	配置及び法線の考え方
第一航路	12~14	300~400	既定計画の変更計画	6万GT級の自動車専用船の満載に対応するため、既定計画水深を変更する。 なお、航路幅員は既定計画での対象船舶の船幅と同規模であることから、既定計画どおりとする。	対象船舶の入出港における安全性、周辺水域の利用状況等を考慮して配置。



図 2-2-1 今回計画する航路の位置図

(2) 航路・泊地計画

1) 航路・泊地計画の必要性

公共埠頭計画に対応し、必要な水域を確保するため、航路・泊地を計画する。

2) 今回計画する航路・泊地の規模及び配置

今回計画する航路・泊地の規模及び配置は、次のとおりである。

表 2-2-3 航路・泊地の規模及び配置

地区名	施設名	水深 (m)	面積 (ha)	区分	水深設定 の考え方	配置、法線及び 面積の考え方
宇品	航路・泊地	12	17.0	既定計画の 変更計画	6万GT級の自動 車専用船の満載 に対応。	対象船舶の離着 岸時の操船（回 頭）、航行等に必 要な規模を確保 。



図 2-2-3 航路・泊地の位置図（宇品地区）

(3) 泊地計画

1) 泊地計画の必要性

公共埠頭計画に対応し、必要な水域を確保するため、泊地を計画する。

2) 今回計画する泊地の規模及び配置

今回計画する泊地の規模及び配置は、次のとおりである。

表 2-2-2 泊地の規模及び配置

地区名	施設名	水深 (m)	面積 (ha)	区分	水深設定の考え方	配置、法線及び面積の考え方
宇品	泊地	12	1.5	新規計画	6万GT級の自動車専用船の満載に対応。	対象船舶の停泊に必要な水域を岸壁前面に確保。

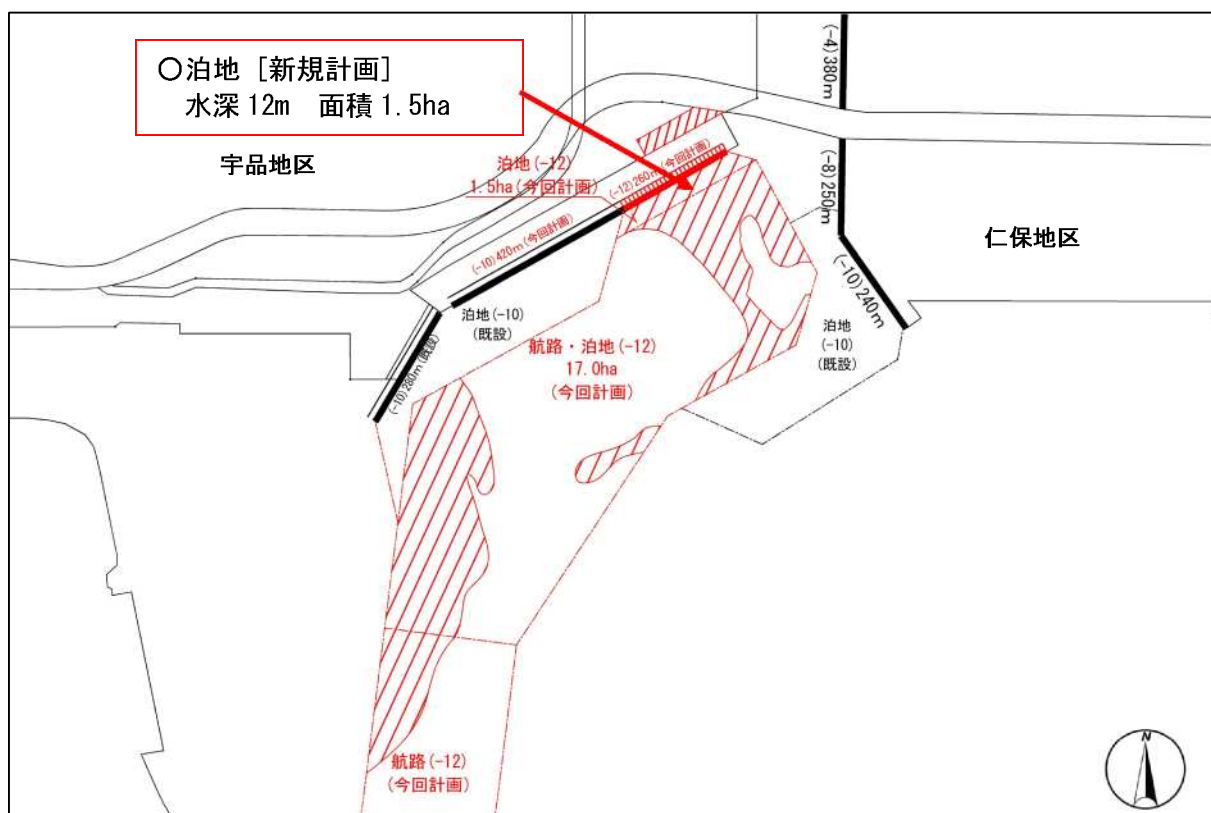


図 2-2-2 泊地の位置図 (宇品地区)

(4) 操船例図

今回計画する公共埠頭への入出港時の航路、航路・泊地及び泊地計画に係る操船例図は、次のとおりである。

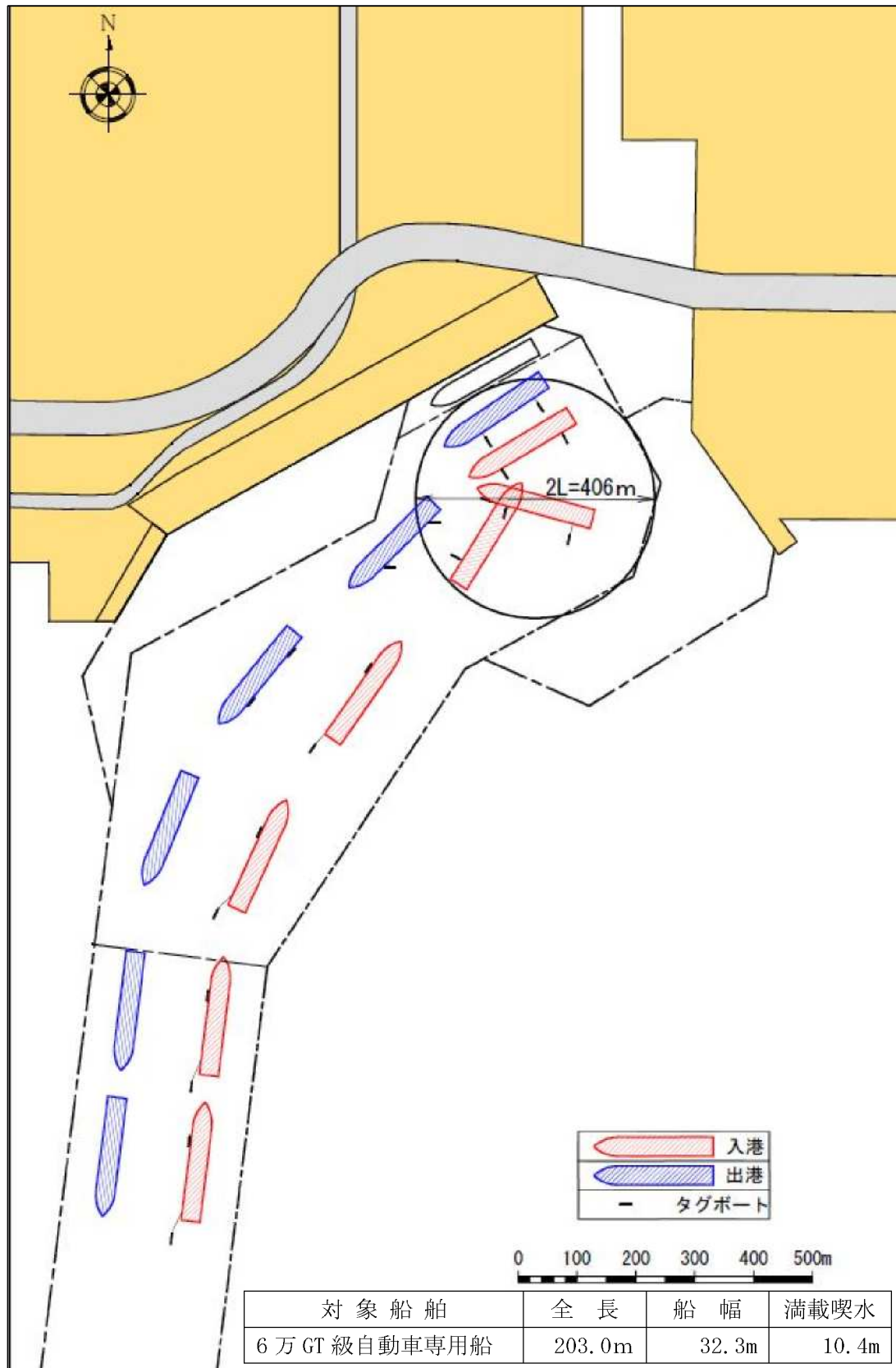


図 2-2-4 操船例図 (宇品地区)

3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

宇品地区において、公共埠頭計画の変更に伴い、既存施設の有効活用を図りつつ、輸送形態を踏まえ、土地造成及び土地利用計画を計画する。

3-1. 土地造成計画

宇品地区における土地造成計画の変更内容は、次のとおりである。

表 3-1-1 変更後の土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
宇品	埠頭用地	8.3	計画削除		現況の輸送形態を踏まえ、既存施設の有効活用を図るため、造成計画を削除する。

3-2. 土地利用計画

(1) 土地利用の区別面積と変更の理由

表 3-2-1 変更後の土地利用計画

(単位 : ha)

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積 (ha)	土地利用	面積 (ha)	
宇品	埠頭用地	18.0	埠頭用地	9.7	輸送形態を踏まえ、既存施設の有効活用を図るため、土地造成計画を削除する。 土地利用の効率化を図るため、土地利用を変更する。
	港湾関連用地	10.4	埠頭用地	0.7	
			港湾関連用地	9.7	
	合計	28.4	合計	20.1	

注1 今回の変更に係る箇所についてのみ記述。

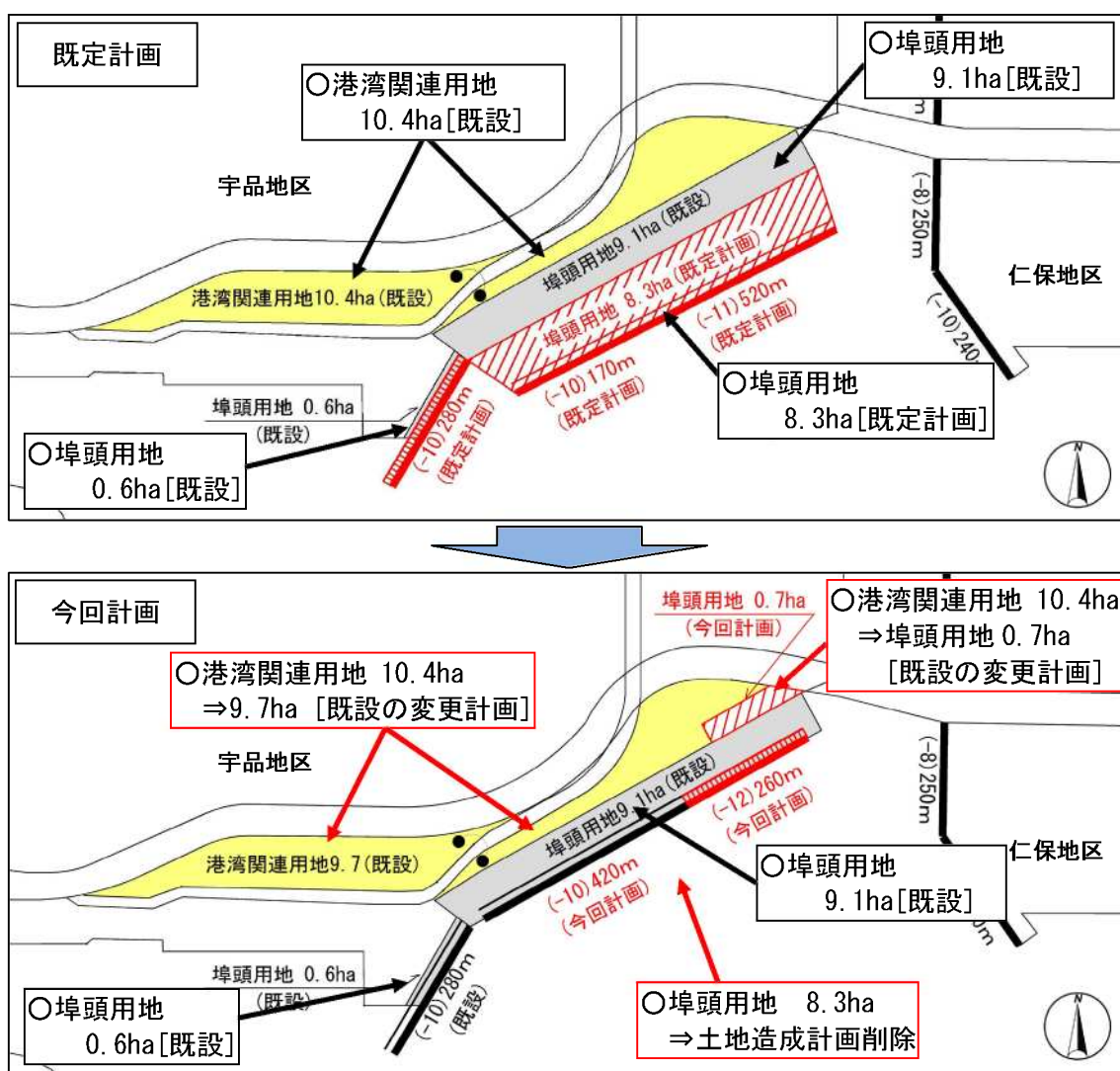


図 3-2-1 土地利用計画図

(2) 土地利用計画

宇品地区における変更後及び変更前の土地利用計画は、次のとおりである。

表 3-2-2 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
宇品	(21.3)	(13.8)	(16.0)	(21.6)		(8.8)	(13.6)	(95.1)
	21.3	13.8	16.0	21.6	16.8	21.6	13.6	124.7

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

表 3-2-3 変更前の土地利用計画 (既定計画)

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
宇品	(28.9)	(14.5)	(16.0)	(21.6)		(8.8)	(13.6)	(103.4)
	28.9	14.5	16.0	21.6	16.8	21.6	13.6	133.0

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

4. その他重要事項に関する資料

4-1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及びそれに関連する既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網及び国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は、次のとおりである。

第一 航路 水深12～14m 幅員300～400m [既定計画の変更計画]

(宇品地区)

航路・泊地 水深12m 面積17ha [既定計画の変更計画]

泊地 水深12m 面積2ha [新規計画]

岸壁1バース 水深12m 延長260m [既定計画の変更計画] U4

表 4-2-2 緊急物資輸送拠点別の必要延長

地域	分担市区町	背後圏人口	必要岸壁延長
西部	佐伯区、廿日市地域、大野地域、西区（太田川放水路より西側）	358,468 人	292 m
中央	中区、東区、南区、西区（太田川放水路より東側）、府中町	507,982 人	414 m
東部	安芸区、海田町、熊野町、坂町	147,888 人	120 m

※背後圏人口は、広島市（平成 26 年 8 月末現在）、廿日市市（平成 26 年 9 月 1 日現在）、府中町（平成 26 年 9 月 1 日現在）、海田町（平成 26 年 8 月末現在）、熊野町（平成 26 年 8 月末現在）、坂町（平成 26 年 9 月 1 日現在）で、住民基本台帳による。

ここで、西部、東部地域においては、耐震強化標準岸壁である-10m岸壁がないことから、既定計画どおり、西部地域では五日市 12m岸壁、東部地域では海田 7.5m岸壁を耐震強化岸壁に位置付ける。

中央地域宇品地区については、耐震強化岸壁整備の緊急性、迅速性、経済性を考慮し、耐震強化岸壁の位置付けを既定計画の岸壁（水深 10m、延長 280m）（既設）の宇品外貿埠頭岸壁から、今回計画する同地区の岸壁（水深 12m、延長 260m）に変更する。なお、出島地区については既定計画どおりとする。

表 4-2-3 耐震強化岸壁の計画概要

地域	地区	岸壁名称	水深	バース数	延長	備考
西部	五日市	五日市-12m岸壁	12m	1	240m	既設
中央	出島	出島-10m岸壁	10m	1	280m	既定計画
	宇品	宇品外貿埠頭岸壁	12m	1	260m	今回計画
東部	海田	海田-7.5m岸壁	7.5m	1	130m	既定計画

(3) 関連施設の考え方及び規模

1) 臨港道路

大規模地震災害時において、緊急物資等の円滑な輸送を確保するため、臨港道路を次のとおり配置する。

表 4-2-4 臨港道路の計画概要

施設名	起点	終点	車線数	備考
臨港道路 五日市線	五日市地区 公共埠頭	臨港道路 廿日市草津線	2～4車線	既設
臨港道路 廿日市草津線	廿日市地区	草津地区	4車線	既設 (工事中)
臨港道路 出島1号線	出島地区 外貿埠頭	広島南道路	2車線	既設 (工事中)
臨港道路 出島2号線	出島地区 国際観光船埠頭	臨港道路 宇品1号線	2～4車線	既設 (工事中)
臨港道路 宇品1号線	宇品地区 フェリー及び旅客船埠頭	広島南道路	2～4車線	既設
臨港道路 宇品臨港線	宇品海岸	宇品東	4車線	既設
臨港道路 出島海田線	仁保地区	海田地区	4車線	既設

2) 広場及び多目的に利用可能なオープンスペース

大規模地震災害時において、防災拠点としての機能を確保するため、広場及び多目的に利用可能なオープンスペースを配置する。

表 4-2-5 各地域に必要な広場及び多目的に利用可能なオープンスペースの規模

地区	必要規模		確保するスペース		備考
	必要規模	必要規模の考え方			
【西部地域】 五日市地区		8.6 ha	【広場】 -12m岸壁 1バース×1.3ha=1.3ha 【多目的に利用可能なオープンスペース】 救援・復旧基地用地 =被災人口×1人あたりの必要規模 =107,540人×0.4㎡/人≒4.3ha 臨時のヘリポート=3.0ha	緑地	33.3ha
	埠頭用地			0.5ha	既設
【中央地域】 宇品・出島 地区	11.5 ha	【広場】 -10m岸壁 1バース×1.1ha=1.1ha -12m岸壁 1バース×1.3ha=1.3ha 【多目的に利用可能なオープンスペース】 救援・復旧基地用地 =被災人口×1人あたりの必要規模 =152,395人×0.4㎡/人≒6.1ha 臨時のヘリポート=3.0ha	緑地	9.0ha	既設
			埠頭用地 (宇品地区)	3.0ha	今回計画
			埠頭用地 (出島地区)	0.7ha	既定計画
【東部地域】 海田地区	5.8 ha	【広場】 -7.5m岸壁 1バース×1.0ha=1.0ha 【多目的に利用可能なオープンスペース】 救援・復旧基地用地 =被災人口×1人あたりの必要規模 =44,366人×0.4㎡/人≒1.8ha 臨時のヘリポート=3.0ha	埠頭用地	5.9ha	既設

(4) 地域防災計画における位置付け

現在の地域防災計画においては、輸送拠点施設（海上輸送拠点施設）として広島港の宇品地区が位置付けられており、今後とも背後地域の道路網と一体的な緊急輸送体系の確保に努めることとしている。

5. その他の資料

5-1. 環境の保全に関する資料

(1) 環境への影響と評価

1) 大気質への影響と評価

今回計画において、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

2) 騒音・振動による影響と評価

今回計画において、港湾関連交通量の増加は想定されないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

3) 潮流への影響と評価

今回計画において、既定計画の土地造成計画を削除するため、現状の地形に変化は生じないことから、潮流への影響は軽微であると考えられる。

4) 水質・底質による影響と評価

今回計画において、海域への新たな負荷量の発生もなく、潮流の変化も想定されないことから、水質、底質に与える影響は軽微であると考えられる。

5) 生態系への影響と評価

今回計画において、海底の一部を改変することになるが、水質への影響が軽微であると予測され、なおかつ既定計画の土地造成計画を削除し、現地形を維持した計画となることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(2) 総合評価

今回計画が周辺環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今回計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を極力小さくするよう慎重に実施するものとする。

5-2. 新旧法線対照図

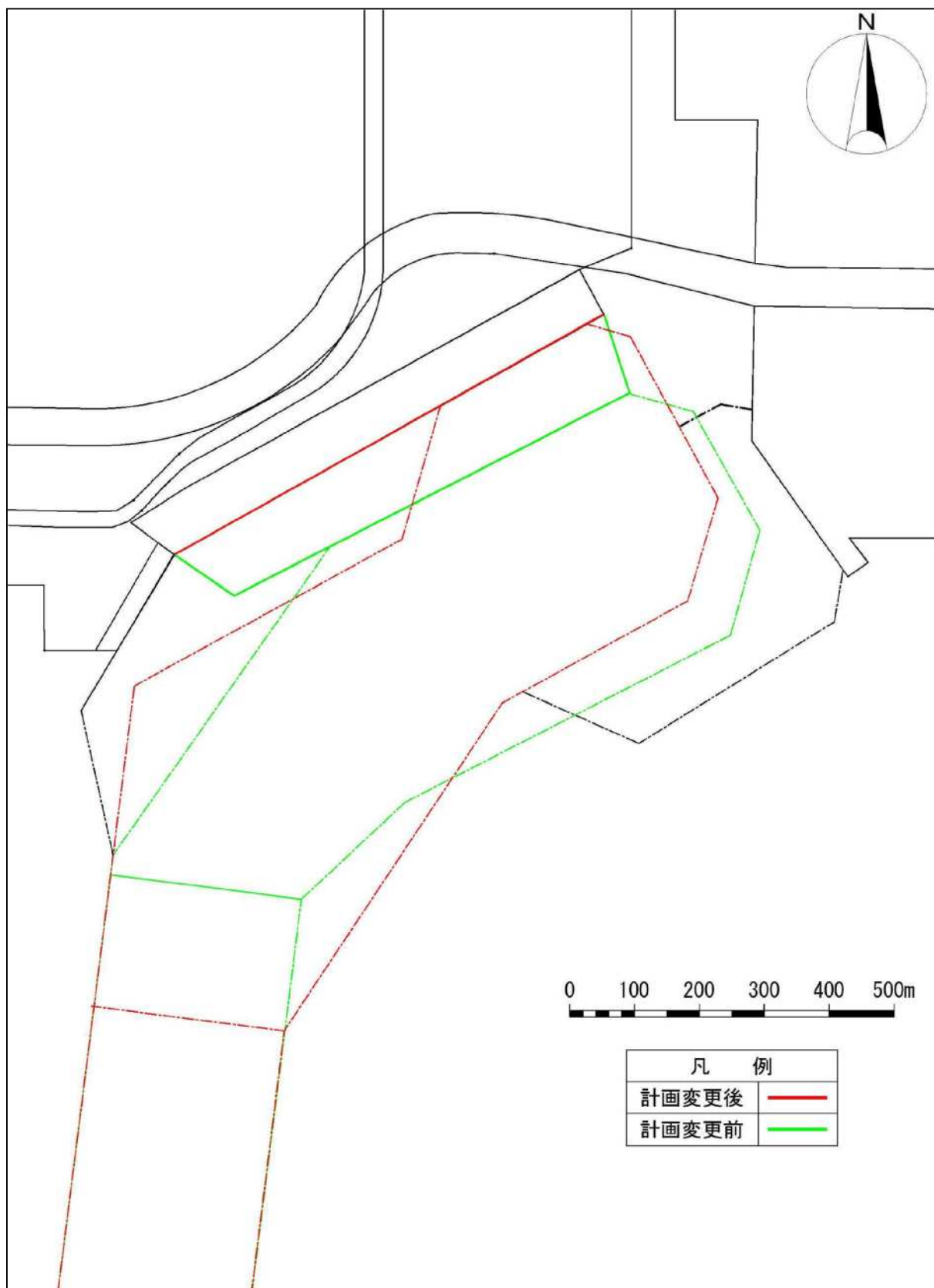


図 5-2-1 新旧対照図

5-3. 地方港湾審議会名簿

広島県広島港地方港湾審議会委員名簿

(平成26年12月現在) (敬称略順不同)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	土田 孝	広島大学大学院教授
	山田 知子	比治山大学現代文化学部教授
	山本 民次	広島大学大学院教授
	寺田 英子	広島市立大学国際学部教授
港湾関係者	米田 輝隆	広島市漁業協同組合代表理事組合長
	古川 浩延	広島県倉庫協会会長
	甲田 良憲	広島地区港運協会会長
	藤井 肇	広島県内航海運組合理事長
	仁田 一郎	広島県旅客船協会会長
	斉藤 洋	全日本海員組合中四国地方支部長
県議会議員	石橋 良三	広島県議会議員
	中本 隆志	〃
	沖井 純	〃
市議会議員	碓井 法明	広島市議会議員(議長)
	熊本 憲三	〃(副議長)
	八軒 幹夫	〃(建設委員長)
国の関係行政 機関の職員	其田 修一	中国財務局長
	田中 誠	広島税関支署長
	中島 尚子	広島検疫所長
	石田 昌則	神戸植物防疫所広島支所長
	河田 守弘	中国運輸局長
	宮濱 忍	広島海上保安部長(広島港長)
	尾藤 勇	中国地方整備局長
県職員	西尾 保之	空港港湾部長
市町職員	荒本 徹哉	広島市副市長
	西岡 誠治	広島市都市整備局長
	眞野 勝弘	廿日市市長
	山岡 寛次	海田町長
	吉田 隆行	坂町長